

人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

1
2021

発行：一般社団法人 中小企業支援センター

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-11-22 ヤマギビル 7F

TEL 03-6380-9417 FAX 03-6380-9418 e-mail info@shiencenter.com

運用 要確認

情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について 通達を発出(厚労省)

厚生労働省から、「情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について」という通達が公表されました。労働安全衛生法に基づく面接指導は、情報通信機器を用いて行う(リモートでの面接指導)ことも可能ですが、その際の留意事項をまとめた通達です。

- (1) 事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が業務に従事している事業場に関する事業概要、業務の内容及び作業環境等に関する情報並びに対象労働者に関する業務の内容、労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。
- (2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。
 - ② 情報セキュリティ(外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止)が確保されること。
 - ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。
- (3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。
 - ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
 - ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。
- (4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

★成長戦略会議実行計画(令和2年12月1日)で、ポストコロナ時代における「新たな日常」の早期実現に向けて「テレワーク時の健康確保について、テレワークガイドラインで、リモートでの面接指導を企業が柔軟に選択することができる旨を明確化する」としています。テレワークの定着に向けて、リモートでの面接指導も重要視されています。

要注意

なりすましメールによるウイルス感染被害(個人情報保護委員会が再び注意喚起)

個人情報保護委員会から、「Emotet(エモテット)」というウイルスに感染し、メールアドレスやメール本文等の情報が漏れいする事案の報告が再び増加してきています」として、再び注意喚起がありました。その内容を抜粋して紹介します。

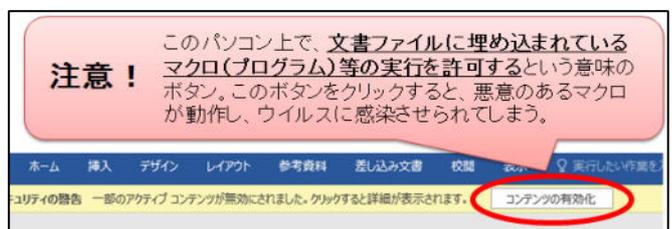
.....なりすましメールによるウイルス感染被害 注意喚起のポイント.....

これまでではメールにEmotetの感染を引き起こすWord形式のファイルが添付されていましたが、新たにパスワード付きZIPファイルを添付し、パスワードはメール本文中に記載されているケースが確認されています。

この手口では、添付ファイルが暗号化されていることから、メール配送経路上でのセキュリティ製品の検知・検疫をすり抜け、受信者の手元に攻撃メールが届いてしまう可能性が高まるため、より注意が必要です。

【パスワード付きZIPファイルからEmotet感染までの流れ】

- ①メールの添付ファイルをPCに保存
 - ②メールに記載されているパスワードを使ってZIPファイルを解凍するとWord文書ファイルが出力される
 - ③Word文書ファイルを開く
- ▶▶ 「コンテンツの有効化」ボタンをクリックすると感染!



出典：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

<以上を踏まえた注意事項>

引き続き、なりすましメールに警戒するとともに、次のような点について注意することが必要。

- メールアドレスのドメイン(@以降の部分)が今までと同じか確認する。
- メール本文を確認せずに、添付ファイルを開かない。
- 不審なリンクはクリックしない。
- 信頼できるものと判断できない場合、「コンテンツを有効化」ボタンをクリックしない。

★不審なメールを削除するようにすれば済むことですが、手口が巧妙化していることから、うっかりして開いてしまうこともあります。前記のような手口があることも知っておき、どこかの段階で立ち止まれるようにしておくことが重要です。社員にも注意喚起しておきましょう。

改訂済 要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました④

今回は、健康管理等を紹介します。

◆健康管理

・使用者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施しなければならない。

・使用者の指示により副業・兼業を開始した場合は、原則として他社との情報交換により、難しい場合には労働者からの申告により他社の労働時間を把握し、自社の労働時間と通算した労働時間に基づき、健康確保措置を実施することが適当である。

・使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、心身の不調があれば都度相談を受けることを伝えること、副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ法律を超える健康確保措置を実施することなど、労使の話し合い等を通じ、副業・兼業を行う者の健康確保に資する措置を実施することが適当である。

◆労働者の対応

・労働者は、自社の副業・兼業に関するルールを確認し、そのルールに照らして、業務内容や就業時間等が適切な副業・兼業を選択する必要がある。

・労働者は、副業・兼業による過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら業務量や進捗状況、時間や健康状態を管理する必要がある。

・他社の業務量、自らの健康の状況等について報告することは、企業による健康確保措置を実効あるものとする観点から有効である。



★政府は、成長戦略会議実行計画（令和2年12月1日）で「労働時間の自己申告制を設け、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないことなどが明確化されている」と説明しています。健康管理についても自己申告・自己管理ができる労働者でない副業・兼業には向かないといえます。企業としては、自己管理ができない労働者には、副業・兼業を認めない、いったん承認しても取り消すことができるように運用していくことが重要なポイントです。

1/12

● 2020年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

1/20

● 納期特例適用分の2020年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付

2/1

● 2020年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 2020年11月決算法人の確定申告と納税・2021年5月決算法人の中間申告と納税
(決算応当日まで)

● 2021年2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

● 労働保険料の納付(延納第3期分)

● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満/2020年10月～12月分)

● 法定調書の提出(税務署)

● 給与支払報告書の提出(市区町村)

お仕事
カレンダー
1月

